

健康保険 本人・家族埋葬料(費)・埋葬料(費)付加金 支給申請書 申請の手引き

STEP① TJKホームページから申請書を印刷する



- ・申請書は「計1枚」です。
- ・「A4サイズ」で印刷してください(B5など他の用紙サイズは不可)。
- ・黒ボールペンでご記入ください(文字の消せるペンや鉛筆は不可)。
- ・コピーでは申請できません。原本をご提出ください。
- ・申請書は被保険者ご自身がご記入ください。
- ・被保険者が亡くなった場合は、申請される方が申請者としてご記入ください。
- ・申請書は下記から印刷しご使用ください。

TJKホームページ>健康保険>健康保険の手続き>亡くなった>亡くなったとき
(埋葬料、埋葬費)>4.手続き方法>本人家族 埋葬料(費)埋葬料(費)付加金 支給申請書

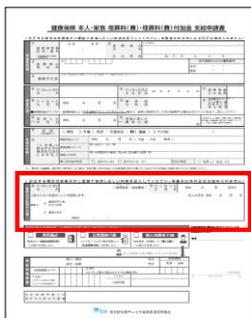
STEP② 添付書類を用意する(※1)

<p>■埋葬料(費)を申請する全ての場合</p>	<p>・事業主による死亡の証明(「STEP③」参照。申請書に直接証明をいただけてください。)(証明を受けずに申請する場合は下欄[A]をご参照ください。)</p>
<p>[A] ■事業主の証明を受けずに申請する場合 ■任意継続被保険者(被扶養者)が亡くなった場合</p>	<p>・埋葬許可証または火葬許可証のコピー ・死亡診断書または死体検案書のコピー ・亡くなった方の戸籍(除籍)謄(抄)本 ・亡くなった方の住民票の除票(死亡日の記載があるもの)</p> <p style="text-align: right;">} いずれか1つ</p>
<p>■被保険者が亡くなり、被扶養者以外の、被保険者により生計維持されていた方が申請する場合</p>	<p>・住民票(亡くなった被保険者と申請者が記載されているもの)(※2) ・住居が別の場合は、定期的な仕送りの事実のわかる預貯金通帳や現金書留のコピーまたは亡くなった被保険者が申請者の公共料金等を支払ったことがわかる領収書のコピーなど</p>
<p>■被保険者が亡くなり、被保険者により生計維持されていた方がいない場合で、実際に埋葬を行った方が申請する場合</p>	<p>・領収書(支払った方のフルネームおよび埋葬に要した費用額が記載されているもの) ・埋葬に要した費用の明細書(費用の内訳がわかるもの)</p>
<p>■死亡原因が第三者の行為による場合</p>	<p>・第三者行為による傷病届(※3)</p>
<p>■氏名変更等でTJKの登録氏名と口座名義が異なる場合</p>	<p>・マイナンバーカード、運転免許証などの両面コピー(変更前後の氏名が記載された面)</p>

- ※1 ・添付書類はコピーと記載のあるもの以外は原本が必要です。
 ・提出いただいた添付書類等は返却できません。
 ・証明書等が外国語で記載されている場合は翻訳文を添付してください(翻訳文には翻訳者が署名し、住所および電話番号を明記してください)。
- ※2 ・住民票は、亡くなった被保険者の死亡日及び被保険者と申請者の氏名が記載されているものを添付してください。記載事項は省略しないでください。ただし、マイナンバーの記載が無いものを添付してください。
 ・市区町村によって、「住民票1通」で確認できる場合と被保険者の「住民票の除票」と申請者の「住民票」の両方が必要な場合があります。交付を受ける際に自治体窓口でご確認ください。
- ※3 ・交通事故、暴行・傷害など第三者の行為により亡くなった場合は、第三者行為相談室(0120-732-255)へご提出前にお問合せください。「第三者行為による傷病届」はホームページからダウンロードできません。相談室にて状況を伺った後に、対象の方へご郵送します。

STEP③

会社に提出する

A screenshot of a Japanese insurance application form. The form is titled '労働者 本人 遺族 障害 死亡 給付 申請書 (労災給付) 支給申請書' (Application for Laborer's Own, Family, Disability, and Death Benefits (Occupational Accident Benefits) Payment). A red rectangular box highlights a section of the form, likely the '事業主が証明する欄' (Section for Employer's Proof).

【被保険者または申請者の方へ】

- ・「事業主が証明する欄」の証明を受けるため、被保険者がお勤めまたはお勤めされていた会社にご提出ください。
- ・事業主による死亡の証明を受けずに、STEP②で添付書類(A)を用意する方は直接TJKにご提出ください。

【会社の事務ご担当者様へ】

- ・「事業主が証明する欄」(左記参照)をご証明ください。
- ・証明後、添付書類等と一緒にTJKにご提出ください。

提出先(直接TJKに郵送する方)

〒102-8017
東京都千代田区富士見1-12-8 TJKプラザ

東京都情報サービス産業健康組合
給付グループ 御中

STEP④

給付金のお振込

TJKで申請書を受付後、約2～3週間後にお振込みします。

- ・振込日は毎月10日・20日・末日(土日祝日の場合は前日の平日。年末最終振込は別途指定)です。これ以外の日の振込は行っていません。
- ・給付額等についてはお電話でお問合せいただいても回答していません。「給付金支給決定通知書」をご確認ください(会社振込は会社へデータ配信、個人振込はご自宅へ郵送します)。
- ・給付金の着金日は金融機関により数日間の差が生じます。通知書に記載された振込日以降、数日中の着金となります。
- ・記入不備や添付書類不足の場合は上記よりお時間がかかる場合があります。

記入上の注意事項

・被保険者(申請者)の記入欄は、**被保険者(申請者)以外の方(事務担当者を含む)が訂正することはできません。**
訂正する場合は被保険者(申請者)が二重線を引き、正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。被保険者(申請者)による訂正であるか確認が必要なときは電話照会する場合があります。

①被保険者等記号・番号	当組合に加入している(加入していた)被保険者の健康保険の記号・番号をご記入ください。枝番は記入不要です。記号・番号はマイナポータル「資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」でご確認ください。「資格確認書」をお持ちの方は表面に記載があります。 ※「資格情報のお知らせ」とは ・当組合HPからご自身で印刷したものか、資格取得時に当組合から会社経由で郵送された通知書です。(令和6年10月10日迄に資格取得した方はHPからの印刷となります)
②申請者の氏名	申請者の氏名を記入
③申請者の現住所、日中連絡のとれる電話番号	申請者の現住所を記入 審査上、確認事項があるときは電話連絡する場合があります。 <u>必ず繋がる電話番号をご記入ください。</u>
④事業所名称	被保険者が勤務している(勤務していた)事業所名称を記入(任意継続の方は「任意継続被保険者」と記入)
⑤⑥⑦亡くなった方の氏名、生年月日、被保険者との続柄	亡くなった方の氏名、生年月日を記入。続柄は本人(被保険者)が亡くなったときは「本人」、家族(被扶養者)が亡くなったときは「妻」「父」等をご記入ください。
⑧亡くなった年月日	亡くなった年月日を記入
⑨具体的な死因	死亡診断書に記載された具体的な死因を記入 (○…心不全、多発外傷 など。自殺の場合は「自殺」で可。×…病死、事故死 など)
⑩被保険者が亡くなった場合被保険者との身分関係	本人(被保険者)が亡くなったときは、被保険者からみた申請者の身分関係(妻、父等)をご記入ください。
⑪(ア)(イ)埋葬した年月日 埋葬に要した費用の額	本人(被保険者)が亡くなり、被保険者により生計維持されていた方がいない場合で、実際に埋葬を行った方が申請する場合は(ア)(イ)を全てご記入ください。埋葬した年月日は葬儀を行った年月日、埋葬に要した費用の額は葬儀の実費額(飲食接待費、香典返し等を除く)です。 ※⑪を記入した場合、埋葬に要した費用の領収書と明細書の提出が必要です。(コピー不可。申請の手引き参照)
⑫原因	未記入では内容審査ができません。いずれかを選択してください。 死亡診断書等の死因欄が「不詳の死」のときは「3.その他」を選択してください。
⑬「2.外傷」に該当する方は 具体的な状況と☑を記入	外傷で申請する場合、健康保険の対象であるか確認します。必ずご記入ください。 自損は申請対象です。交通事故、暴行・傷害など第三者の行為により亡くなった場合は、第三者行為相談室(0120-732-255)へご提出前にお問合せください。 ※第三者行為相談室とは ・TJKが委託する㈱オークスにより運営される交通事故等の専用ダイヤルです。 ・内容により㈱オークスから「TJKへ連絡」するよう依頼される場合がありますのでご了承ください。

■給付金振込先選択欄

 会社振込	在職中の方は、会社経由での給付金の受け取りにご協力いただいております。 「会社振込」に☑を入れてください。 ※被保険者が亡くなった場合、こちらは選択できません。
 公金受取口座	マイナポータル等で、ご自身で事前登録済の「公金受取口座」を利用する方はこちらに☑を入れてください。(口座情報の反映には数日を要します。また代理人口座へ振込む場合は、公金受取口座は利用できません) ※当組合に事前にマイナンバーを届け出していない方や、加入員以外の方が申請する場合、こちらは選択できません。
 個人(申請者)口座	被保険者が亡くなった場合や、退職者等で公金受取口座を利用せず、個人(申請者)口座での受取りとするときは「個人(申請者)口座」に☑を入れ「支払金融機関」を記入してください。 ※口座番号や名義は判読できるよう楷書でご記入ください。口座番号の記入誤りや、口座名義が金融機関への登録情報と異なるなど正確でない場合、給付金を振込むことができません。

〔事業所・被保険者(申請者)以外の代理人口座への振込を希望するとき〕

「給付金振込先選択欄」は記入不要です。「代理人口座への振込委任状」をホームページから印刷し添付書類と一緒に提出してください。

埋葬料(費)・埋葬料(費)付加金の支給要件等について

支給要件について

1.本人(被保険者)が亡くなったとき

被保険者が業務外の事由により亡くなった場合、埋葬料か埋葬費のいずれかが支給されます。さらに当組合独自の給付金として埋葬料付加金、埋葬費付加金が上乗せで支給されます。

2.家族(被扶養者)が亡くなったとき

被扶養者が亡くなった場合、埋葬料が支給されます。さらに当組合独自の給付金として埋葬料付加金が上乗せで支給されます。

●令和8年3月31日死亡分まで

亡くなった方	支給対象となる方	支給額
被保険者	①被保険者により生計を維持されていた方	埋葬料 5万円 埋葬料付加金 死亡時の標準報酬月額1ヶ月分(上限36万円)
	②①の対象者がいない場合は、実際に埋葬を行った方	埋葬費 5万円 埋葬費付加金 死亡時の標準報酬月額1ヶ月分(上限36万円) ※ただし、上記範囲内で埋葬に要した費用を支給
被扶養者	被保険者	埋葬料 5万円 埋葬料付加金 5万円

※令和8年3月31日死亡分までの申請書は、ご提出が令和8年4月以降であっても従前の支給額が適用されます。

●令和8年4月1日死亡分から

亡くなった方	支給対象となる方	支給額
被保険者	①被保険者により生計を維持されていた方	埋葬料 5万円 埋葬料付加金 5万円
	②①の対象者がいない場合は、実際に埋葬を行った方	埋葬費 5万円 埋葬費付加金 5万円 ※ただし、上記範囲内で埋葬に要した費用を支給
被扶養者	被保険者	埋葬料 5万円 埋葬料付加金 5万円

(注意点)

- ・ 仕事中、通勤・退勤途中の原因により亡くなった場合は、労災保険給付の対象となるため当組合へ申請することはできません(被扶養者の方が扶養範囲内でパートやアルバイトをしており、その業務が原因で亡くなった場合も同様です)。
- ・ 交通事故、暴行・傷害など第三者の行為により亡くなった場合は、第三者行為相談室(0120-732-255)へご提出前にお問合せください。

●埋葬料について

- ・ 埋葬料は、死亡の事実(またはその確認)があれば支給されるもので、埋葬を行ったことは要件とされていません。葬儀を行わない場合でも支給されます。
- ・ 埋葬料における「生計を維持されていた方」とは、被扶養者の認定要件とは異なり、被保険者によって生計の全部または一部を維持されていた方であれば該当します。民法上の親族や遺族であることや、被保険者が世帯主であるか、同一世帯であるかも問われません。

●埋葬費について(本人(被保険者)が亡くなったときのみ)

- ・ 埋葬料を受けられない方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に「埋葬料」「埋葬料付加金」(計10万円)の範囲内で、実際に埋葬に要した費用に相当する額が「埋葬費」「埋葬費付加金」として支給されます。
- ・ 埋葬費は、実際に埋葬を行った方に支給されるため、埋葬を行った事実がなければ申請することはできません。
- ・ 埋葬に要した費用とは、祭壇一式料のほか、霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼等が対象となります。葬儀の際の飲食接待費や香典返し等については対象外です。

資格喪失後の埋葬料(費)について

被保険者が資格喪失後に亡くなり、次のいずれかに該当する場合は、埋葬料、埋葬費が支給されます。

- 1)被保険者だった方が資格喪失後3か月以内に亡くなったとき
- 2)被保険者だった方が資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に亡くなったとき、もしくは当該継続給付を受けなくなってから3か月以内に亡くなったとき

(注意点) ・上記の要件を満たしていても、資格喪失後に新たに加入している社会保険や国民健康保険等へ埋葬料、葬祭費などを申請する場合は、当組合へ重複して申請することはできません。
・資格喪失後に亡くなった場合は、埋葬料または埋葬費のみの支給となり、埋葬料(費)付加金は支給対象外となります。
・被保険者の資格喪失後に被扶養者だったご家族が亡くなっても、家族埋葬料、家族埋葬料付加金は支給されません。

遺族が未支給の現金給付等を請求する場合(埋葬料(費)以外)

亡くなった被保険者が傷病手当金、高額療養費等の現金給付を請求できる場合は、相続人が代わりに請求できます。請求できる方は被保険者の配偶者(内縁を除く)、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹です(民法第886条から第890条に定められる法定相続人)。

他に、任意継続被保険者が亡くなり、保険料の払い戻しがある場合は、相続人が還付請求をすることができます。上記を請求する場合は、以下のとおり各申請書、添付書類等のご提出が必要です。なお「権利継承届兼誓約書」「戸籍謄本」については複数請求する場合であっても1部で結構です。

種類	必要書類
■未支給の現金給付を請求するとき (傷病手当金、高額療養費など)	・傷病手当金、高額療養費などの各申請書、請求書 ・権利継承届兼誓約書 ・戸籍謄本(※) ※被保険者が亡くなった年月日時時点で、被扶養者であった方が請求する場合、戸籍謄本は不要です
■任意継続被保険者が亡くなり、保険料の払い戻しがあるとき	※該当する方へは埋葬料(費)の申請を受理後、適用グループより必要書類をご郵送します ・保険料還付請求書(HPからダウンロードできません) ・権利継承届兼誓約書 ・戸籍謄本(※) ※被保険者が亡くなった年月日時時点で、被扶養者であった方が請求する場合、戸籍謄本は不要です

※・添付書類はコピーと記載のあるもの以外は原本が必要です。
・提出いただいた添付書類等は返却できません。

なお、次の場合は上記の他、別途添付書類が必要です。

■法定相続人が未成年(18歳未満)の場合
(未成年者は請求できません。法定代理人が代わりにご請求ください)

法定代理人であることが確認できる公的書類、その方の身分証明書のコピー

申請期限

健康保険の給付を受ける権利は、受給する権利を取得した日の翌日(消滅時効の起算日)から2年で時効になります。消滅時効の起算日は、以下のとおりです。

種類	消滅時効の起算日
■埋葬料	亡くなった年月日の翌日
■埋葬費	埋葬した年月日の翌日

資格喪失届などその他のお手続き

埋葬料(費)、未支給の現金給付以外のお手続きをお忘れなくお願いします。

■健康保険の資格喪失・扶養削除の届出、資格確認書のご返却に関するお手続き〔適用グループ(03-3239-9819)〕

詳細はホームページ>亡くなった>「被保険者の資格を喪失します」「被扶養者として申請する、被扶養者から外す」をご確認ください。

■限度額適用認定証、特定疾病療養受療証のご返却に関するお手続き〔給付グループ(03-3239-9817)〕

給付グループにご返却ください。